

【別添】

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名：福岡県ハンドボール協会]

[記載日：令和8年3月20日]

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

項目	対応状況
原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 日本ハンドボール協会の定款にある加盟団体として実体を備えており、規約等を遵守しながら運営している。規約等に明記されていない内容については、中央競技団体の示す各種規定に応じて運営を行っている。	A
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 本協会に関係する法規や大会運営上必要な法令、利用施設の使用に係る規則及び地方公共団体が定める安全管理に関する条例等を遵守しながら各種の事業運営を行っている。	A
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 本協会が策定している「規約」に基づいて各役員を配置し、組織構成を整備している。また、理事会や評議員会等を通じて、各役員から事業や会計等に関する報告を行い、関係者に対して説明責任を果たしている。	A

原則 2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	B
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 各部署と連携し、年間計画を作成しながら基本方針の策定を行っている。公表や情報共有の方法については、より効果的な方法を今後も検討していく必要がある。	
原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	
(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 理事会や評議員会等で、中央競技団体の示す内容等の確認を行っている。県や中央競技団体が実施した研修会の内容についても情報共有を行っている。	
(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 各種の大会や会議時に、関係者に対して適宜コンプライアンス教育やコンプライアンスに関する情報の提供を行っている。	
原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 財務・経理の処理については、会計原則を遵守しながら適切に処理を行っている。また、役員の中から担当者を複数名選任することで管理体制を整えている。	
(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 国庫補助等を受ける際には法令や当該補助金に関する実施要項等を遵守し、複数名でのチェック体制を構築している。	
(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 団体の規約に基づき、監事による会計監査を行うとともに、理事会や評議員会で報告し承認を受けている。また、複数名でのチェック体制を構築している。	

原則 5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>「規約」「役員名簿」「事業計画」等に関しては協会 HP で公開し、組織運営に必要な情報等を開示している。また、評議員会を開催し事業・収支の開示や報告及び監査報告を行い透明性を確保している。</p>	
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>「規約」「役員名簿」「事業計画」等に関しては協会 HP で公開し、SNS 等も活用しながら必要な情報等を開示している。また、評議員会を開催し事業・収支の開示や報告及び監査報告を行い組織運営に係る必要な情報を開示している。</p>	
原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF 向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	
自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF 向け>の規定があるか (ある場合は下欄に記述)	
原則 ■ について	
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>対応なし</p>	